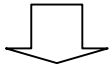


現時点における次期プランの介護サービス量の見込みについて（概要）

高齢者人口（第 1 号被保険者数）の推計

平成 26 年度まで推計（1～4 まで同様）



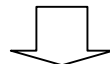
現行制度のまま移行した場合の要介護認定者数の推計



介護予防の実施を踏まえた要介護認定者数の推計

地域支援事業対象者数の推計

新予防給付対象者数（要支援・要介護 1）と要介護 2～5 の推計

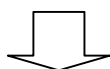


施設・居住系サービス利用者数の推計

平成 26 年度

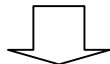
- ・施設・居住系サービス（認知症高齢者グループホーム，介護専用型特定施設）利用者数の合計を要介護 2～5 の 3.7% に設定
- ・3 施設利用者数を高齢者人口の 3.3% に，介護専用居住系サービスの利用者数を高齢者人口の 0.4% に設定

直近の実績から平成 26 年度の目標達成に向けて各年度の数値を設定



居宅サービス利用者数の推計

要介護認定者数から，施設，居住系サービス利用者数及びサービス未利用者数を差し引いて居宅サービス利用者数を推計したうえ，介護給付と予防給付に区分
居宅サービス利用者数から特定施設入居者生活介護（自立者も入居可能な有料老人ホーム及びケアハウス）の利用者数を差し引いて，標準的居宅サービス（訪問介護，訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，通所介護，通所リハビリテーション，短期入所生活介護，短期入所療養介護，居宅療養管理指導，福祉用具貸与）利用者数を推計



各居宅サービス量の推計

地域密着型サービスと地域密着型以外のサービスに区分し，各サービス量を推計

地域密着型サービスについて、日常生活圏域ごとに見込み量を推計
新たなサービスについては、現行サービスの分析から移行分を推計

現時点における次期プランの介護サービス量の見込みについて

1 介護保険事業計画策定に当たっての国の基本的な考え方

平成26年度の目標を設定したうえで、第3期介護保険事業計画（平成18年度～20年度）を策定する。

今回の介護保険制度施行5年後の見直しにおいては、2015年（平成27年）の高齢者介護の姿を念頭においたうえでの検討が行われています。

これを実現するためには、長期的な視点に立ち、平成26年度（第5期介護保険事業計画の最終年度）の目標を立てたうえで、そこに至る中間的な位置づけという性格を有するものとして、第3期介護保険事業計画を策定する必要があります。

また、現在の介護保険事業計画は、3年ごとに5年を1期として定めることとされていますが、保険料の財政均衡期間との整合性の観点から、第3期介護保険事業計画以降は3年を1期として定めることとされました。

このため、平成26年度（第5期介護保険事業計画の最終年度）の目標設定を行ったうえで、第3期介護保険事業計画（平成18年度～20年度）を策定することとします。

第2期 ～17年度	第3期 18～20年度	第4期 21～23年度	第5期 24～26年度	2015年 (27年度)
--------------	----------------	----------------	----------------	-----------------

↳高齢者介護のあるべき姿

2 第3期介護保険事業計画に盛り込むべき新たな項目

平成26年度における高齢者介護の姿及び目標等

日常生活圏域の設定

市町村及び日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの量の見込み及び必要利用定員総数

<地域密着型サービス>

夜間対応型訪問介護

認知症対応型通所介護（認知症高齢者専用デイサービス）

小規模多機能型居宅介護

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型特定施設）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模介護老人福祉施設）

必要利用定員総数の設定が必要となるのは、～のサービスである。

予防給付に係るサービスの量の見込み（地域密着型介護予防サービスについては市町村及び日常生活圏域ごとの見込み）

地域支援事業の量の見込み、費用の額等

3 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計

平成12年度から16年度の住民基本台帳及び外国人登録の推移から推計し直した結果、現計画との比較において約4千人下回ることとなった。

平成20年度（第3期介護保険事業計画の最終年度）では、総人口の約4.6人に1人である約31万人が高齢者となり、そのうち75歳以上の後期高齢者が占める割合は約46%となる。

平成26年度には、総人口の約3.8人に1人である約36万人が高齢者となり、そのうち75歳以上の後期高齢者が占める割合は約47%となる。

平成26年度までの各年度における高齢者人口（第1号被保険者数）について、平成12年度から平成16年度の住民基本台帳及び外国人登録の推移から推計しました。

この結果、65歳以上の人口は、国勢調査の数値から推計した第2期介護保険事業計画を4,000人程度下回ることとなります。

この推計によると、高齢者人口は、平成22年度までは毎年8,200人弱程度、それ以降は、第1次ベビーブーム世代が高齢者になることから、毎年8,600人程度ずつ増加し、平成25年度には高齢化率が25%を超えて、4人に1人が高齢者となる見込みです。

高齢者人口（第1号被保険者数）の推計

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
40～64歳	473,090	474,035	471,886	469,737	467,588	454,569
65歳以上	282,328	286,495	294,674	302,853	311,032	361,776
65～74歳	155,926	157,806	160,949	164,092	167,235	192,286
75歳以上	126,402	128,689	133,725	138,761	143,797	169,490
75以上比率	44.8%	44.9%	45.4%	45.8%	46.2%	46.8%
高齢化率	19.8%	19.9%	20.6%	21.2%	21.8%	26.1%

平成16年度については、平成17年1月末実績(京北町を含まない。)を用い、平成17年度以降は京北町を含めて推計している。(以下同様)

4 現行制度のまま移行した場合（自然体）の要支援・要介護認定者数の推計

直近の出現率を用いて、要介護度別、年齢階層別、性別に推計を行ったが、これまでの実績を踏まえ、増加傾向の見られるグループについては、出現率の上昇を見込んで推計を行った。

平成20年度（第3期介護保険事業計画の最終年度）では、要支援・要介護認定者数は約6万3千人、出現率は19.9%になる。

平成26年度では、要支援・要介護認定者数は約7万5千人、出現率は20.5%になる。

要支援・要介護認定者について、「要介護度」（6区分）、「5歳ごとの年齢区分」（5区分）及び「性別」（2区分）の60グループに分け、各年度の要介護度別・年齢階層別・性別の認定者数を推計しました。

平成16年1月、4月、7月、10月の実績から「伸びが落ち着いている」と見られるグループについては、平成17年1月の出現率を用いて、平成26年度までの各年度の認定者数を推計しました。

「増加傾向にある」と見られるグループについては、平均寿命の伸び、家族介護の減少、介護基盤整備の充実等により、次期計画の最終年度である平成20年度まで増加傾向が続くものとして出現率の上昇を見込み、平成21年度以降については、平成20年度の出現率を用いて推計しました。

要支援・要介護認定者数（自然体）の推計

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
1号	要支援・要介護1	23,677	24,956	26,514	28,123	29,784	35,313
	要介護2～5	26,279	27,359	28,886	30,453	32,060	38,842
	小計	49,956	52,315	55,399	58,576	61,845	74,155
	出現率	17.69%	18.26%	18.80%	19.34%	19.88%	20.50%
2号	要支援・要介護1	476	476	474	473	471	409
	要介護2～5	882	886	885	883	882	760
	小計	1,358	1,362	1,359	1,356	1,353	1,169
合計	要支援・要介護1	24,153	25,432	26,988	28,596	30,256	35,723
	要介護2～5	27,161	28,244	29,770	31,336	32,942	39,602
	合計	51,314	53,676	56,758	59,932	63,198	75,324

端数処理の関係で合計が一致しないことがある。(以下同様)

5 介護予防の実施を踏まえた要支援・要介護認定者数の推計

(1) 国から示された要支援・要介護認定者数の推計方法

地域支援事業（介護予防事業）の実施

要支援・要介護状態になるおそれのある者（高齢者人口の5%）を対象として実施する。ただし、高齢者人口に対する実施率として、平成18年度は0～5%、19年度は4～4.5%の数値設定を行うことができる。

予防効果として、平成18年度は、地域支援事業を行った高齢者の12%、19年度は16%、20年度以降は20%について、要支援・要介護1への移行を防止するものとして数値設定を行う。

新予防給付の実施

現行の要支援のすべて及び要介護1の一部を対象とする新予防給付を創設する。

予防効果として、平成18年度は、要支援・要介護1の6%、19年度は8%、20年度以降は10%について、要介護2以上への移行を防止するものとして数値設定を行う。

地域包括支援センターの設置時期との関係から、条例で定めることにより、平成19年度までの間において、実施を延期することも可能とする。

地域支援事業（介護予防事業）

要支援・要介護状態になる前から介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村は、現行の老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業、在宅介護支援センター運営事業を見直すことにより、介護予防事業、包括的支援事業等の地域支援事業を行うこととされました。

地域支援事業（介護予防事業）については、要支援・要介護状態になるおそれのある者（高齢者人口の5%程度）を対象として、市町村の実施体制の整備状況に応じて、平成18年度から順次開始することとし、実施が軌道に乗った平成20年度以降においては、地域支援事業を実施した高齢者の20%について、要支援・要介護状態になることを防止する効果を見込んで算定することとされています。ただし、平成18年度及び19年度については、助走期間という位置づけにより、それぞれ、20%の6割（12%）、8割（16%）の効果を見込むこととされています。

新予防給付

要介護状態等の軽減、悪化防止に資するよう、軽度者（現行の要支援のすべて及び要介護1の一部）を対象とする新たな予防給付が創設され、実施が軌道に乗った平成20年度以降においては、要支援者（現行の要支援及び要介護1）の10%について要介護2以上への移行を防止する効果を見込んで算定することとされています。ただし、平成18年度及び19年度については、助走期間という位置づけにより、それぞれ、10%の6割（6%）、8割（8%）の効果を見込むこととされています。

なお、新予防給付の実施時期については、マネジメントを行う地域包括支援センターの設置時期との関係から、条例で定めることにより、2年間の範囲内において延期することが認められています。

(2) 本市における介護予防実施後の要支援・要介護認定者数の推計

(1) の国から示された介護予防の実施を踏まえて、要介護認定者数の推計を行った結果、

平成20年度(第3期介護保険事業計画の最終年度)

要支援・要介護1及び要介護2以上が、ともに約3万6百人となり、予防事業を実施しない場合に比べ、要支援・要介護1は約3百人増えるが、要介護2以上は約2千4百人減少する。

要支援・要介護認定者数は約6万1千人、出現率は19.2%となる。

平成26年度

要支援・要介護1が約3万5千人、要介護2以上が約3万6千人となり、予防事業を実施しない場合に比べ、要支援・要介護1は約1千人、要介護2以上は約3千4百人減少する。

要支援・要介護認定者数は約7万1千人、出現率は19.3%となる。

地域支援事業(介護予防事業)については、平成18年度は、高齢者人口の2%、19年度は4%、20年度以降は5%に対して実施し、新予防給付については、平成18年度当初から実施することとし、それぞれ、平成18年度実施分については6割、19年度実施分については8割の予防効果を見込んで推計しました。

要介護認定者数(予防後)の推計及び自然体との差

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
1号	要支援・要介護1	23,677	24,956	26,514	29,035	30,093	34,309
	要介護2～5	26,279	27,359	28,886	28,833	29,700	35,459
	小計	49,956	52,315	55,399	57,869	59,793	69,767
	出現率	17.69%	18.26%	18.80%	19.11%	19.22%	19.28%
2号	要支援・要介護1	476	476	474	473	471	409
	要介護2～5	882	886	885	883	882	760
	小計	1,358	1,362	1,359	1,356	1,353	1,169
合計	要支援・要介護1	24,153	25,432	26,988	29,508	30,565	34,719
	自然体との差	-	-	-	912	309	1,004
	要介護2～5	27,161	28,244	29,770	29,717	30,582	36,218
	自然体との差	-	-	-	1,619	2,360	3,384
	計	51,314	53,676	56,758	59,225	61,147	70,936
	自然体との差	-	-	-	707	2,051	4,388
地域支援事業対象者		-	-	5,893	12,821	17,603	22,477

6 施設利用の将来推計について

(1) 国の参酌標準

要介護認定者に対する施設・居住系サービス利用者の割合

要介護2以上の要介護認定者数に対する介護保険3施設及び介護専用型居住系サービス(認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設)の利用割合を平成26年度において37%以下とする。

介護保険3施設利用者の重度者への重点化

平成26年度において、介護保険3施設利用者に占める要介護4及び5の割合を70%以上とする。

(2) 本市における施設・居住系サービス利用者数の見込み

平成26年度における要介護2以上の要介護認定者である36,218人のうち、37%に当たる13,400人(高齢者人口の3.7%に相当する。)が、介護保険3施設及び介護専用型居住系サービスを利用すると見込む。

13,400人のうち、高齢者人口の3.3%()である11,940人が、介護保険3施設を利用し、1,460人(高齢者人口の0.4%)が介護専用型居住系サービスを利用すると見込む。

第2期介護保険事業計画における参酌標準

国 = 3.2% , 本市 = 3.4%

第3期介護保険事業計画において、国の参酌標準は示されない。

平成26年度における3施設利用者11,940人のうち、要介護4及び5の利用者を8,358人(70%)と見込む。

本市における施設・居住系サービス利用状況(平成16年10月末)

要介護2～要介護5の認定者数		27,346人
施設サービス等の 利用実績	介護老人福祉施設	3,721人
	介護老人保健施設	2,903人
	介護療養型医療施設	2,647人
	認知症高齢者グループホーム	464人
	合計	9,735人
要介護2以上の認定者数に対する利用割合		35.6%

現在、本市域では、自立者も入居可能な混合型の有料老人ホームが特定施設入所者生活介護の指定を受けているが、介護専用型特定施設は所在していない。特定施設入所者生活介護の利用者269人を加えると、36.6%になる。

本市における施設利用者に占める要介護4、5の割合

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
介護老人福祉施設	47.2%	50.1%	52.8%	57.5%	61.2%
介護老人保健施設	35.6%	36.8%	38.3%	37.5%	38.8%
介護療養型医療施設	66.0%	69.1%	70.1%	75.3%	76.1%
3施設平均	50.1%	51.6%	53.5%	56.7%	58.2%

(注)毎年度10月の利用実績による。

3施設及び介護専用居住系サービスの利用者数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
3施設及び居住系利用者数	9,735	10,560	10,949	11,275	11,620	13,400
要介護2～5に占める割合	35.84%	37.39%	36.78%	37.94%	38.00%	37.00%
3施設の利用者数	9,271	10,028	10,340	10,560	10,799	11,940
高齢者人口に占める割合	3.28%	3.50%	3.51%	3.49%	3.47%	3.30%
3施設利用者のうち要介護4・5の利用者	5,400	5,841	6,121	6,400	6,680	8,358
3施設利用者に占める割合	58.25%	58.25%	59.19%	60.61%	61.86%	70.00%
居住系サービスの利用者数	464	532	609	715	821	1,460
高齢者人口に占める割合	0.16%	0.19%	0.21%	0.24%	0.26%	0.40%

(3) 介護保険3施設ごとの利用者数の見込み

平成18年度～26年度までの介護療養型医療施設の利用者数を2,690人と見込む。

全国の標準値及び本市の第2期介護保険事業計画ともに上回っているため、直近1年間における平均利用実績で26年度まで見込む。

平成26年度における介護老人福祉施設の利用者数を5,534人、介護老人保健施設の利用者数を3,716人と見込む。

3施設利用者数である11,940人から介護療養型医療施設の利用者数2,690人を差し引いた9,250人について、6:4の割合で介護老人福祉施設に重点をおいて利用者数を見込む。

この結果、3施設の利用割合は、介護老人福祉施設：介護老人保健施設：介護療養型医療施設 = 46：31：23となる。

第2期介護保険事業計画の考え方

第2期介護保険事業計画の策定に当たっては、施設利用者数を高齢者人口の3.2%とする国の参酌標準の内訳として、介護老人福祉施設：介護老人保健施設：介護療養型医療施設=1.5：1.1：0.6という比率が示されましたが、本市では施設利用者数を高齢者人口の3.4%に設定し、3施設の割合については、介護療養型医療施設について既に参酌標準を超えた入院実績があったため、介護療養型医療施設利用者数を実績値で確定させたうえ、その他2施設の利用者数を国の参酌標準の比率(15：11)で按分して算出しました。

第3期介護保険事業計画における各施設の利用者数の見込み

ア 介護療養型医療施設利用者数の見込み

第3期介護保険事業計画の策定に当たっては、施設の種類ごとの国の参酌標準は示されず、各保険者の政策判断によるものとされております。

本市においては、平成17年3月現在、介護療養型医療施設は3,185人分の病床があり、市外の被保険者も利用していますが、本市被保険者の利用実績が全国の標準値、第2期介護保険事業計画とともに上回っていることから、直近1年間における利用実績の平均である2,690人を、平成18年度から26年度までの介護療養型医療施設利用者数として見込みました。

イ 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設利用者数の見込み

平成26年度の3施設利用者数11,940人から介護療養型医療施設利用者数の2,690人を差し引いた2施設の利用者数9,250人について、介護老人福祉施設と介護老人保健施設の利用者数の比率を60：40と設定し、介護老人福祉施設は5,534人、介護老人保健施設は3,716人の利用者数を見込みました。

介護老人福祉施設と介護老人保健施設の利用者の割合

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
第2期事業計画(15～17年度)	57%	43%
平成26年度	60%	40%

<介護老人福祉施設に重点を置く理由>

住まいと介護についての希望する暮らし方を問う高齢者実態調査において、3施設の中で介護老人福祉施設が最も高い希望となっている。

入所申込みから入所まで、3施設の中で介護老人福祉施設が最も長い期間を要している。

入退者の状況から、介護老人保健施設利用者の約15%は、介護老人保健施設間を移動しており、介護老人福祉施設の入所希望者であると考えられる。

介護保険3施設利用者の重度者への重点化の目標に対し、介護老人保健施設利用者は要介護2～4の要介護認定者が多いという実態がある。

各年度における利用者数については、平成26年度の目標値の達成に向けて、平成21年度以降は、毎年、190人ずつ伸びていくものと見込みました。

ただし、平成17年度及び18年度については、既に第2期介護保険事業計画に基づき、施設整備に着手しており、整備数に連動して利用者が増えるものと推計しています。

この結果、高齢者人口の推計について第2期介護保険事業計画策定時より4,000人程度減少したこともあいまって、高齢者人口に占める3施設利用者の割合は、平成22年度までの間、第2期介護保険事業計画の参酌標準である3.4%を超えることとなります。

介護保険3施設ごとの利用者数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度	平成26年度の3施設の利用割合
3施設の利用者数	9,271	10,028	10,340	10,560	10,799	11,940	
高齢者人口に対する割合	3.28%	3.50%	3.51%	3.49%	3.47%	3.30%	
介護老人福祉施設	3,721	4,264	4,487	4,618	4,749	5,534	46%
介護老人保健施設	2,903	3,074	3,163	3,252	3,360	3,716	31%
介護療養型医療施設	2,647	2,690	2,690	2,690	2,690	2,690	23%

(4) 介護保険施設及び居住系施設の整備

利用者数の見込みに対し、必要なサービス量を確保できるよう、利用者の流入及び稼働率を勘案して整備数を設定する。
平成18年度については、現計画との連続性の観点から、整備の進捗に即した整備数を設定する。
整備率の低い地域において重点的に整備することにより、配置バランスの改善に努める。

介護療養型医療施設については、既に、利用者数を大きく超える3,197人分(京北町の12人分を含む。)の病床が確保されているため、新たな指定は必要ないものと考えます。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び認知症高齢者グループホームについては、利用見込数に対し、必要なサービス量を確保するために、給付実績や供給量調査の結果における市外への流出、本市被保険者の入所割合及び稼働率を踏まえ、平成26年度における整備目標量を設定しました。

各年度における整備数については、平成26年度の目標値の達成に向けて、毎年、順次整備していくこととしますが、平成17年度及び18年度については、既に第2期介護保険事業計画に基づき、施設整備を進めていることから、実態に即した整備数を設定しています。

市域における均衡のとれた施設整備及び居住環境の向上の観点から、整備率の低い地域での重点的な整備及び施設の個室・ユニット化改修と小規模介護老人福祉施設等の地域密着型サービスの整備について、併せて取り組んでいきます。

(参 考)

	市外流出	本市被保険者の割合×稼働率
介護老人福祉施設	8.8%	96.9%
介護老人保健施設	14.0%	84.9%
認知症高齢者グループホーム	35.1%	82.7%

市外流出割合は平成16年10月給付実績，稼働率及び本市被保険者の利用割合は供給量調査による。

認知症高齢者グループホームについては，平成26年度には，市外流出が0%，本市被保険者の割合×稼働率が98.8%となるものと推定

介護老人福祉施設の整備数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
利用者数	3,721	4,264	4,487	4,618	4,749	5,534
整備数	3,795	4,013	4,223	4,346	4,470	5,208
(参考)第2期計画の整備数	3,820	4,040	4,270	4,500		

介護老人保健施設の整備数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
利用者数	2,903	3,074	3,163	3,252	3,360	3,716
整備数	3,026	3,114	3,204	3,294	3,404	3,764
(参考)第2期計画の整備数	3,120	3,210	3,300	3,300		

認知症高齢者グループホーム

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
利用者数	464	532	609	644	679	890
整備数	391	427	481	544	598	904
(参考)第2期計画の利用数	317	376	436	495		

介護専用型特定施設

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
利用者数	-	-	-	71	142	570
整備数	-	-	-	71	142	570

7 居宅サービス利用量の推計

要介護認定者数から、施設利用者数、居住系サービス（認知症高齢者グループホーム・介護専用型特定施設）利用者数、サービス未利用者数を差し引いて、居宅サービス利用者数を推計する。

居宅サービス利用者数から特定施設入居者生活介護（自立者も入居可能な有料老人ホーム及びケアハウス）の利用者数を差し引いて、標準的居宅サービス利用者数を推計する。

標準的居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、福祉用具貸与

各サービスの利用量を、これまでの利用実績等を踏まえ、要介護度ごとに推計する。

（1）居宅サービス利用者数の推計

居宅サービス利用者数は、要介護認定者数から、施設利用者数、居住系サービス（認知症高齢者グループホーム・介護専用型特定施設）利用者数、サービス未利用者数を差し引いて推計します。

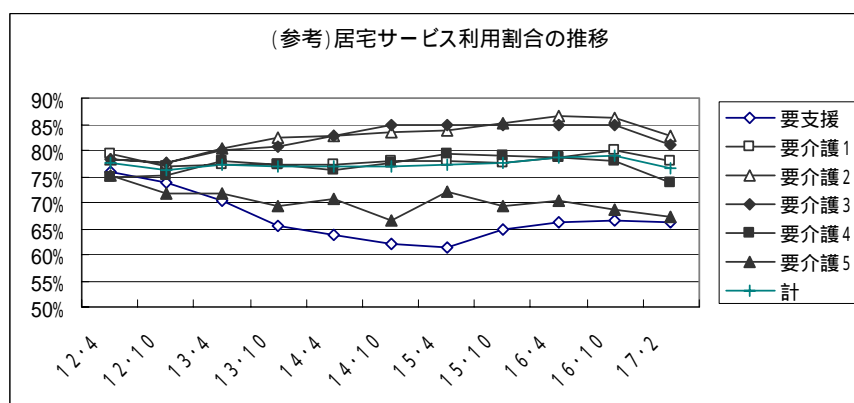
施設サービス利用者	居住系サービス利用者	居宅サービス利用者	} 居宅サービス利用割合
		要介護認定を受けたがサービスを利用しない方	

居宅サービス利用者数は、居宅サービス利用割合（要介護認定を受けた方のうち、実際にサービスを利用する方の割合）を以下のとおりとして推計します。

居宅サービス利用割合は、要介護度によって差はありますが、全体では75～80%の間で推移しています。

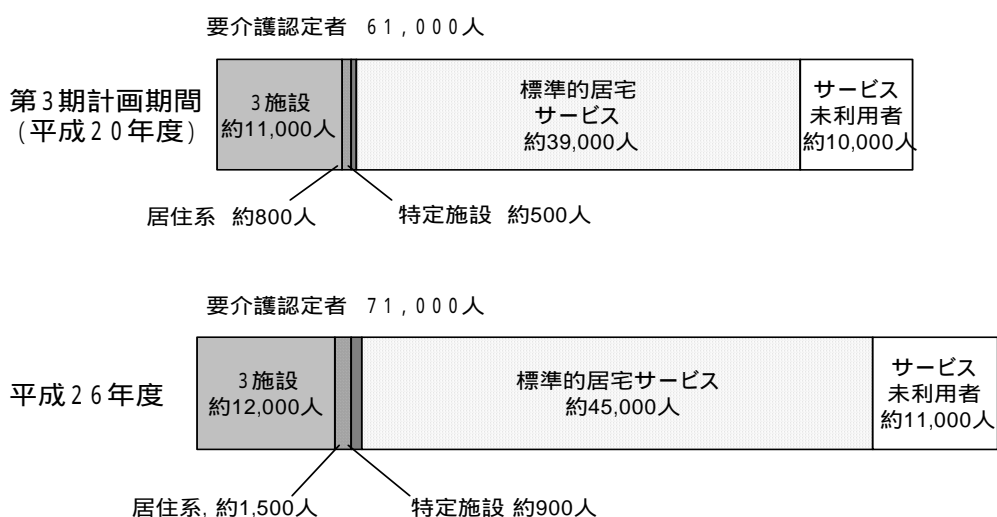
居宅サービス利用割合（平成16年3月～平成17年2月実績）

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
利用割合	68.23%	80.54%	86.93%	86.07%	79.33%	70.80%	79.85%



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
要介護認定者数	51,314	53,676	56,758	59,225	61,147	70,936
3施設利用者数	9,271	10,028	10,340	10,560	10,799	11,940
居住系利用者数	464	532	609	715	821	1,460
居宅サービス利用対象者数 - (+)	41,579	43,118	45,810	47,951	49,528	57,536
居宅サービス利用者数 × 利用割合	32,853	34,433	36,588	38,278	39,648	46,319
特定施設(自立者も入居可能)	269	332	393	455	517	889
標準的居宅サービス利用者数	32,584	34,101	36,195	37,823	39,131	45,430
介護給付	32,584	34,101	31,411	25,707	22,036	26,239
予防給付	---	---	4,783	12,117	17,095	19,191

端数処理の関係で合計が一致しないことがある。



(2) 各居宅サービス量の推計

各居宅サービス量は、平成16年度(16年3月～17年2月)のサービス量が、平成18年度以降、居宅サービス利用者数の増加に比例して増加するものとして推計しています。各サービスの利用率及び1人当たり利用回数が増加傾向にあるサービスについては、増加傾向を考慮して推計します。

なお、新たなサービス(夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護)については、今後、指定基準等が明らかになった後、既存サービス(訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所等)からの移行分を見込みます。

各サービスの利用率及び1人当たり回数の伸び

	利用率の伸び	1人当たり回数の伸び		利用率の伸び	1人当たり回数の伸び
訪問介護	1.01倍	1.00倍	通所介護	1.00倍	1.04倍
訪問入浴	1.10倍	1.04倍	通所リハビリ	1.00倍	1.01倍
訪問看護	1.00倍	1.00倍	短期入所	1.01倍	1.00倍
訪問リハビリ	1.05倍	1.02倍	福祉用具貸与	1.08倍	-
居宅療養管理指導	1.00倍		(15年度から16年度にかけての伸び率)		

$$\boxed{\text{各年度 居宅サービス量}} = \boxed{\text{16年度 居宅サービス量}} \times \frac{\text{各年度 居宅サービス利用者数}}{\text{16年度 居宅サービス利用者数}} \times \boxed{\text{利用率の伸び}} \times \boxed{\text{1人当たり回数の伸び}}$$

介護給付の見込み

平成18年度における利用率・1人当たり利用回数

要介護1	利用率	1人当たり回数
訪問介護	63.0%	週3.2回
訪問入浴介護	0.1%	週1.0回
訪問看護	6.3%	週1.1回
訪問リハビリ	0.5%	週0.9回
通所介護	29.2%	週1.5回
通所リハビリ	11.6%	週1.5回
短期入所	3.0%	月5.9日
居宅療養管理指導	6.1%	
福祉用具貸与	42.3%	
居宅介護支援	98.6%	

平成18年度の利用人数・回数	
標準的居宅サービス利用者数 13,364人	
8,417人	1,399,860回
12人	613回
843人	47,119回
61人	2,903回
3,909人	314,312回
1,545人	120,041回
399人	28,174日
809人	
5,658人	
13,170人	

平成19、20年度も同様に推計する。

平成 18 年度における利用率・1 人当たり利用回数

要介護2	利用率	1人当たり回数
訪問介護	50.3%	週 4.8 回
訪問入浴介護	0.5%	週 0.9 回
訪問看護	13.0%	週 1.2 回
訪問リハビリ	1.0%	週 1.0 回
通所介護	41.0%	週 1.8 回
通所リハビリ	19.6%	週 1.7 回
短期入所	9.6%	月 6.9 日
居宅療養管理指導	11.8%	
福祉用具貸与	57.7%	
居宅介護支援	98.6%	

平成 18 年度の利用人数・回数	
標準的居宅サービス利用者数 6,581 人	
3,313 人	821,236 回
30 人	1,444 回
855 人	51,468 回
65 人	3,446 回
2,695 人	253,790 回
1,292 人	113,823 回
632 人	52,022 日
774 人	
3,795 人	
6,486 人	

平成 18 年度における利用率・1 人当たり利用回数

要介護3	利用率	1人当たり回数
訪問介護	47.1%	週 6.1 回
訪問入浴介護	1.7%	週 0.9 回
訪問看護	19.0%	週 1.2 回
訪問リハビリ	1.4%	週 1.1 回
通所介護	44.4%	週 1.9 回
通所リハビリ	23.6%	週 1.8 回
短期入所	19.9%	月 7.6 日
居宅療養管理指導	18.1%	
福祉用具貸与	66.8%	
居宅介護支援	98.6%	

平成 18 年度の利用人数・回数	
標準的居宅サービス利用者数 4,178 人	
1,969 人	631,132 回
72 人	3,382 回
795 人	51,264 回
58 人	3,354 回
1,857 人	185,939 回
986 人	90,651 回
830 人	75,866 日
756 人	
2,791 人	
4,117 人	

平成 18 年度における利用率・1 人当たり利用回数

要介護4	利用率	1人当たり回数
訪問介護	50.6%	週 6.7 回
訪問入浴介護	6.1%	週 1.0 回
訪問看護	27.7%	週 1.3 回
訪問リハビリ	2.7%	週 0.9 回
通所介護	45.1%	週 1.9 回
通所リハビリ	21.8%	週 1.8 回
短期入所	27.7%	月 8.7 日
居宅療養管理指導	26.2%	
福祉用具貸与	79.4%	
居宅介護支援	98.6%	

平成 18 年度の利用人数・回数	
標準的居宅サービス利用者数 3,165 人	
1,602 人	558,092 回
192 人	9,535 回
876 人	60,901 回
84 人	4,012 回
1,428 人	140,261 回
691 人	65,768 回
875 人	91,668 日
828 人	
2,514 人	
3,119 人	

平成 18 年度における利用率・1 人当たり利用回数

要介護5	利用率	1人当たり回数
訪問介護	57.7%	週 7.7 回
訪問入浴介護	21.2%	週 1.1 回
訪問看護	48.8%	週 1.5 回
訪問リハビリ	3.0%	週 0.9 回
通所介護	40.0%	週 1.7 回
通所リハビリ	17.0%	週 1.5 回
短期入所	29.7%	月 9.5 日
居宅療養管理指導	39.7%	
福祉用具貸与	90.0%	
居宅介護支援	98.6%	

平成 18 年度の利用人数・回数	
標準的居宅サービス利用者数 2,051 人	
1,184 人	474,279 回
434 人	25,004 回
1,001 人	78,703 回
61 人	2,941 回
821 人	72,532 回
348 人	27,724 回
610 人	69,246 日
814 人	
1,847 人	
2,021 人	

予防給付の見込み

要支援1の利用割合・1人当たり利用回数は現行の要支援の実績のとおり、要支援2の利用割合・1人当たり利用回数は現行の要介護1の実績のとおりとして推計しています。今後、国からサービス見込量設定の手順が示された場合には、それに基づいて見直すことがあります。

平成18年度における利用率・1人当たり利用回数

要支援1	利用率	1人当たり回数
訪問介護	73.2%	週2.1回
訪問入浴介護	0%	週0回
訪問看護	2.2%	週0.8回
訪問リハビリ	0.1%	週0.4回
通所介護	15.7%	週1.1回
通所リハビリ	4.7%	週1.0回
短期入所	0.2%	月4.4日
居宅療養管理指導	1.8%	
福祉用具貸与	24.7%	
居宅介護支援	98.6%	

平成18年度の利用人数・回数	
標準的居宅サービス利用者数 1,973人	
1,443人	156,623回
0人	0回
43人	1,807回
2人	53回
309人	18,083回
93人	5,095回
4人	198日
36人	
488人	
1,944人	

平成18年度における利用率・1人当たり利用回数

要支援2	利用率	1人当たり回数
訪問介護	63.0%	週3.2回
訪問入浴介護	0.1%	週1.0回
訪問看護	6.3%	週1.1回
訪問リハビリ	0.5%	週0.9回
通所介護	29.2%	週1.5回
通所リハビリ	11.6%	週1.5回
短期入所	3.0%	月5.9日
居宅療養管理指導	6.1%	
福祉用具貸与	42.3%	
居宅介護支援	98.6%	

平成18年度の利用人数・回数	
標準的居宅サービス利用者数 2,811人	
1,770人	294,448回
2人	129回
177人	9,911回
13人	611回
822人	66,113回
325人	25,250回
84人	5,926日
170人	
1,190人	
2,770人	

第3期計画期間における利用量の見込み

			平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護給付	居宅サービス	訪問介護	4,048,922回	3,534,893回	3,229,009回
		訪問入浴介護	39,979回	48,905回	59,616回
		訪問看護	291,350回	284,302回	282,680回
		訪問リハビリ	16,712回	17,323回	18,205回
		通所介護	985,807回	909,560回	864,826回
		通所リハビリ	423,353回	390,669回	364,928回
		短期入所	317,183日	323,218日	334,462日
		居宅療養管理指導	4,019人	3,841人	3,747人
		福祉用具貸与	17,117人	16,318人	16,049人
		居宅介護支援	30,953人	25,333人	21,716人
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護			
		認知症対応型通所介護			
		小規模多機能型居宅介護			
介護予防給付	介護予防サービス	介護予防訪問介護	451,071回	1,175,908回	1,734,289回
		介護予防訪問入浴介護	129回	443回	852回
		介護予防訪問看護	11,718回	33,106回	52,731回
		介護予防訪問リハビリ	664回	2,067回	3,608回
		介護予防通所介護	84,196回	240,622回	390,362回
		介護予防通所リハビリ	30,345回	86,934回	139,033回
		介護予防短期入所	6,124日	18,324日	30,824日
		介護予防居宅療養管理指導	206人	578人	913人
		介護予防福祉用具貸与	1,678人	4,829人	7,831人
		地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護		
	介護予防小規模多機能型居宅介護				
	介護予防支援		4,714人	11,942人	16,848人

新たなサービス（夜間対応型訪問介護，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護）については，今後，指定基準等が明らかになった後，既存サービス（訪問介護，通所介護，通所リハビリテーション，短期入所等）からの移行分を見込みます。

介護サービス量の見込みに係る変動要因について

1 予防給付の見込みについて

新予防給付については、現行の要支援のすべて及び要介護1の7割を対象者として、順次(要支援については最長1年、要介護1については最長2年かけて)新要支援・要介護認定に切り替わっていくものとして、対象者数及びサービス量を見込んでいる。

施行日前に既に要支援・要介護認定を受けている者は、認定期間中は、従来の給付を受けることができるという経過措置が設けられている。

モデル事業の結果等に基づき、要介護1のうち新予防給付の対象となる者の割合を変更することがある。

今後、国からサービス見込量設定の手順が示された場合には、それに基づいて見直すことがある。

2 各サービスごとの見込量について

現段階では、制度改正の内容を反映しない状態でサービス量を見込んでいる。(ただし、施設サービスについては、重度化を見込んで推計している。)

医療と介護の連携を強化する観点から、介護保険施設やグループホームにおける医療機能の強化が検討されており、見直しの内容によっては訪問看護等医療系サービスの見込量を増やすことがある。(医療保険、介護保険のいずれによる対応となるかによっても異なってくる。)

栄養改善、口腔機能向上、筋力向上等の新たな介護予防サービスの導入に伴い、通所系サービス等、関係する種類のサービス見込量を増やすことがある。

3 地域密着型サービスにおける新たなサービスについて

現段階で、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護等の新たなサービスの対象者及びサービス量を見込むことは困難であるため、既存サービスに含めて見込んでいる。

今後、供給量調査や介護給付費の分析等を踏まえ、現行サービスからの移行者を推計していく。

訪問介護のうち夜間利用者の把握

認知症のあるADLの比較的自立した利用者の把握 等

京都市における平成26年度の高齢者介護の姿

	平成16年度	平成26年度	増加数 (率)
高齢者人口(第1号被保険者数)	282,328人	361,776人	79,448人 (28.1%)
65歳～74歳	155,926人	192,286人	36,360人 (23.3%)
75歳以上	126,402人	169,490人	43,088人 (34.1%)
高齢化率	19.8%	26.1%	(6.3%)
地域支援事業対象者(介護予防事業) (要支援・要介護になるおそれのある方)	-	22,477人	
要支援・要介護認定者	51,314人	70,936人	19,622人 (38.2%)
要支援・要介護1	24,153人	34,719人	10,566人 (43.7%)
うち新予防給付対象者	-	24,693人	24,693人
要介護2～要介護5	27,161人	36,218人	9,057人 (33.3%)
出現率	17.7%	19.3%	(1.6%)
要支援・要介護認定者のうち 第2号被保険者数	1,358人	1,169人	189人 (13.9%)
3施設+居住系サービス利用者	9,735人	13,400人	3,665人 (37.6%)
施設利用者合計	9,271人	11,940人	2,669人 (28.8%)
介護老人福祉施設	3,721人	5,534人	1,813人 (48.7%)
介護老人保健施設	2,903人	3,716人	813人 (28.0%)
介護療養型医療施設	2,647人	2,690人	43人 (1.6%)
居住系サービス利用者合計	464人	1,460人	996人 (214.7%)
認知症高齢者グループホーム	464人	890人	426人 (91.8%)
介護専用型特定施設	-	570人	570人

介護予防の取組により現行制度に比べ1,004人減少

介護予防の取組により現行制度に比べ3,384人減少

現行制度のまま移行した場合は20.5%になる。

要介護2～5認定者の37%

高齢者人口の3.3%

高齢者人口の0.4%

京都市における平成26年度の高齢者介護の姿

～年齢階層別の状況～

(65歳以上)

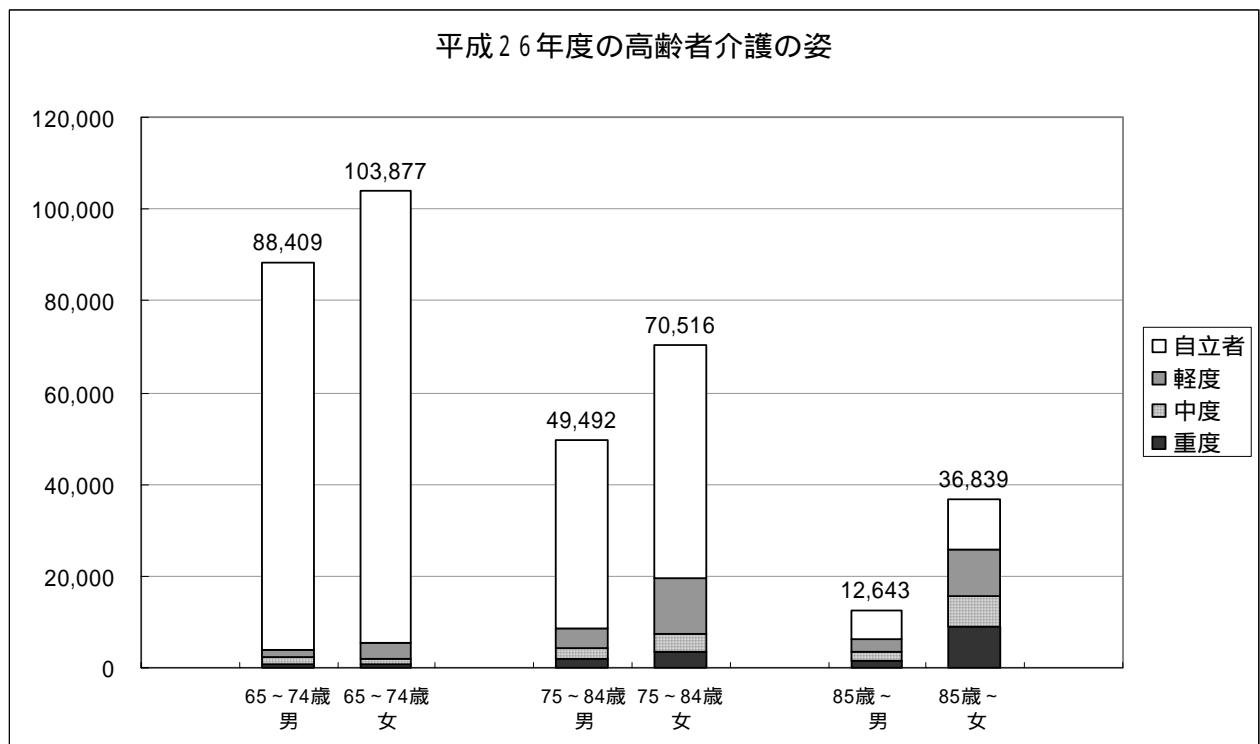
人口の男女比は、男性:女性 = 42:58

3.8人に1人が高齢者(65歳以上)で、このうち、5.2人に1人が要支援・要介護認定を受ける。

要支援・要介護認定者における要介護度の割合は、軽度:中度:重度 = 49:25:26

軽度 = 要支援・要介護1, 中度 = 要介護2・3, 重度 = 要介護4, 5を示す

年齢階層	65歳～74歳	75～84歳	85歳以上
人口の男女比 (下段:人口総数)	男:女 = 46:54	男:女 = 41:59	男:女 = 26:74
	192,286人	120,008人	49,482人
高齢者人口に対する要支援・要介護認定者の割合	20.6人に1人	4.3人に1人	1.5人に1人
	9,348 / 192,286	28,221 / 120,008	32,199 / 49,482
高齢者人口に対する重度者の割合	102人に1人	21人に1人	4.7人に1人
	1,892 / 192,286	5,722 / 120,008	10,580 / 49,482
要支援・要介護認定者に対する重度者の割合	4.9人に1人	4.9人に1人	3.0人に1人
	1,892 / 9,348	5,722 / 28,221	10,580 / 32,199
要支援・要介護認定者における軽度:中度:重度の割合	54:26:20	58:22:20	40:27:33



京都市における平成26年度の高齢者介護の姿 ～介護サービス利用者の状況～

